

地域産業保健センター事業に関するアンケート調査結果から

日本医師会常任理事 道永 麻里

実施時期：平成 24 年 9 月

対 象 ： 47 都道府県医師会

地域産業保健事業の実施体制等に関する意見

1. 地産保事業の実施方式等の見直すべき点について

- 安定的、継続的に実施するには、契約年数を長くした方が良い。
- 安定的な事業を行うためには、労働局と具体的な実施方式の検討をし、統括室の役割の明確化、運用規定の整備、各地区センターを運営する地区医師会の持続的な協力、必要経費の運用の拡大が必要。
- 小規模事業所の労働者の健康管理は、事業自体は労働局等が直接実施すべき。
- 安定的かつ継続的な事業運営のためには、企画競争入札ではなく、医師会への委託方式にする。
- 地域によって、事情の異なる産業保健環境に対応するには、従来の労働基準監督署（郡市区医師会）単位に戻した方が良い。
- 産業保健推進センターを 47 都道府県の体制に戻した上で、一体化事業とし、都道府県医師会は、あくまでもサポートする方向にしてはどうか。
- 地産保センター・推進センター・メンタルヘルスセンターを一本化し、ワンストップサービスを展開する。また、地域保健との連携を強化し、類似事業について整理・連携すべき。

2 産業保健推進センターによる地産保事業の実施方式の導入について

(1) 導入したいと回答した医師会意見

- 産業保健推進センターならびに地域産業保健センター業務の活性化を図るためには、相互の効果的な連携が必要不可欠である。
- メンタルヘルス対策を含めて、地産保事業を推進センターに一本化したほうが効率的。推進センターは、都道府県の中核としてもっと拡充すべき。
- 医師会は産業医の育成を担っているのであって、そのスキルの提供の場はサービスを享受する事業場が準備すべきで、労災保険等の運用で展開されている労働者健康福祉機構が主体となるべき。
- 産業保健推進センターと一体化して地域産業保健センターが役割を果たすことにより、事業場規模に関わらず、認知度が高まり、利用頻度が高まることが期待される。産業医のリーダーシップを期待し、医師会の積極的関与は維持したい。

(2) 導入したいと思わないと回答した医師会意見

- 推進センターの縮減方向の中で、地産保事業も担うとすれば、必然的に事業縮小に至り、推進センターへの負担が大きくなる。
- 都道府県医師会と地区医師会は、通常的に連携を行っている。コーディネーター業務や庶務・経理を分離すると、関係性が難しくなる。
- 地域産業保健センター事業は、地域の特性を踏まえて郡市区医師会が企画・実施をしていく方がよい。産業保健推進センターが関与することは、本来の趣旨からは外れていると思うし、事業が円滑に実施できない可能性がある。
- 地産保センター事業を受託した推進センターの下、各地産保センターコーディネーターとの間で業務が遂行されているが、推進センターから積極的な指示は余りなく、

また地区医師会の関与が少なくなった結果、地産保事業の方向性が見えてこない状況となっている。地区医師会や関与する産業医のモチベーションは、低下し続けている。

3 その他 地産保事業の実施体制等についての意見

○今後メンタルヘルスチェックが義務化ということであれば、さらに産業医の役割が大きくなる。3 事業の一本化が効率的である。各地域での産業活動が異なっており、都道府県ごとの事業運営が望ましい。

○産業保健推進センターが地産保事業も実施し、一体化すべきである。産業保健の重要性をさらに広報し、メンタルヘルス対策支援センターのあり方を十分に検証した上で、さらなる利便性と利用効率を上げるような対策が必要である。

○医師会は産業医の質の向上や産業医の斡旋や派遣を取りまとめる役割を担うべき。

○法律を改正し、30 人以上の事業場に産業医を委嘱し、より多くの事業場に産業医を配置すべき。

○地域産業保健センターの知名度が低い。周知・利用促進のために、行政サイドの継続的な指導・協力をお願いしたい。

○地産保事業の広報や経理は、事業場を把握している労働基準監督署や労働基準協会、労災保険で運営されている機構が担当し、医師会は産業医の育成と紹介に徹するのが妥当である。

○地産保センター事業の遂行にあたっては、下記項目が担保できれば、適切な運営が可能になると思われる。

①郡市区医師会が主体的に計画・運営に関わり、産業医業務に対応する。

②経理・事務業務を合理化・簡素化する

③事業の安定・継続性が担保できるようにする

④3 センターの連携を密にし、小規模事業所の産業保健対策に特化して対応する

⑤労働基準監督署等の行政などとの連携を強化し事業に対応する

⑥事業所の事業内容、衛生管理者・推進者選任状況、産業医選任状況等の情報が提供されている 等

○小規模事業場の労働安全衛生への取り組みについては、未だ関心が低い。利用回数の制限・利用内容の制約等が、実施の妨げになっている。

○地産保センター事業は、単年度事業であり、予算も十分ではないため、継続的な支援は実施しにくい。利用回数制限やそれに伴う活動のしにくさにより、実施側も、利用者側も「やりっ放し」の事業になっている。

○地産保センター事業において、コーディネーターの役割は大変重要であるが、コーディネーターに対する支援（例えば、研修会や情報提供等）が殆どない。また、コーディネーターの資質や資格所有等についても、何ら条件がない。